

愛知県議会の議員の請負の状況の公表に関する規程

(令和五年十一月十日議会告示第三号)

(目的)

第一条 この規程は、愛知県議会（以下「議会」という。）の議員が県に対し請負（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(請負状況等報告書の提出等)

第二条 議会の議員は、毎年、六月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものにあつては、同月一日から再び議会の議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度（議会の議員である期間に限る。第一号ニにおいて同じ。）における県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、次に掲げる事項を記載した請負状況等報告書を議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

一 請負ごとに次に掲げる事項

イ 請負の対象とする役務、物件等

ロ 契約締結日

ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ニ 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

二 前号ニに掲げる総額の合計額

2 議会の議員は、前項の規定による請負状況等報告書を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(請負状況等報告書の一覧の作成及び公表)

第三条 議長は、前条第一項の規定による請負状況等報告書（同条第二項の規定による訂正の届出があつたときは、その訂正後のもの）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(請負状況等報告書等の保存及び閲覧)

第四条 第二条第一項の規定により提出された請負状況等報告書及び同条第二項の規定によりなされた訂正の届出（以下「請負状況等報告書等」という。）は、これらを受理した

議長において、当該請負状況等報告書を提出すべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている請負状況等報告書等の閲覧を請求することができる。

(委任)

第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和五年十一月十日から施行する。